解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為に定めた存続期間の満了により、平成二十四年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十一日

鹿児島県薩摩川内市御陵下町六番三号

財団法人鹿児島県立川内高等学校奨学会

清算人　山田島　稔

第四期決算公告

平成二十四年九月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部	
流動資産	一、三〇四
固定資産	一、四九五
資産合計	二、七九九
負債及び純資産の部	
流動負債	六六一
固定負債	二三二
株主資本	一、九〇六
資本金	八〇
資本剰余金	一、七六六
利益剰余金	五九
（その他利益剰余金）	（五九）
（当期純利益）	（八二）
負債及び純資産合計	二、七九九

平成二十五年一月十一日

神奈川県横浜市戸塚区小雀町一九五九番地一

グッドライフサーラ関東株式会社

代表取締役社長　大場　吉恭

第十九期決算公告

平成二十四年九月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部	
流動資産	六三九
固定資産	八
資産合計	六四七
負債及び純資産の部	
流動負債	五二二
固定負債	六五
株主資本	五九
資本金	九〇
利益剰余金	△三〇
（繰越利益剰余金）	（△三〇）
（当期純利益）	（六一）
負債及び純資産合計	六四七

平成二十五年一月十一日

愛知県豊橋市白河町一〇〇番地

株式会社リビングサーラ

代表取締役社長　山本　鉄秀

配当公告

愛知県豊橋市下地町字境田五一番地

破産者　小嶋工業株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所豊橋支部平成二十二年（フ）第一八二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二五七、四一七、八六九円

（内優先債権　金一四、六七九、九七一円）

一、配当することのできる金額

金二一、一一一、六四四円

（内優先債権　金一四、六七九、九七一円）

平成二十五年一月十一日

愛知県豊橋市前田中町八番地の二四

破産管財人　河邊　伸泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道網走市鱒浦三丁目七九番地一一五五、最後の住所北海道網走市鱒浦三丁目五番二号

被相続人　亡　柴木　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十一日

北海道網走市台町三丁目八番五号

相続財産管理人　河邊　雅浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県会津若松市西栄町一番地、最後の住所福島県会津若松市西栄町三番一八号

被相続人　亡　渡部　英治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十一日

福島県会津若松市城北町四番八号、事務所

福島県会津若松市西栄町一番八六号あい司法書士事務所

相続財産管理人　田中　裕志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区宮下町一〇番、最後の住所埼玉県川口市大字小谷場一〇四五番地の一　メゾン朋泉一一七号室

被相続人　亡　齋藤　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十一日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一二番一号　東和ビル四階

相続財産管理人　弁護士　伊藤　明生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市大字大里五三五番地、最後の住所埼玉県越谷市大字大里三三二番地三

被相続人　亡　根本　正義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十一日

事務所埼玉県越谷市千間台東一丁目九番一二号池澤第二ビル五階せんげん台法律事務所　相続財産管理人　弁護士　廣部　俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区小島二丁目三番地二、最後の住所埼玉県川口市芝樋ノ爪一丁目六番五〇号

被相続人　亡　柴田　大

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十一日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一二番四号ニチモビル五〇三号池本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　池本　誠司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県出水市住吉町四八二番地、最後の住所東京都府中市白糸台五丁目二五番地の一車返団地二―九―八〇四

被相続人　亡　尾上　利彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十一日

事務所東京都調布市小島町二丁目四五番地二二ワイズビル三〇一調布くすのき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　狩集　英昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市巻甲八九七番地一、最後の住所新潟市西蒲区巻甲八九七番地一

被相続人　亡　星野　功夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十一日

新潟県燕市東太田二八六三―二　エステート七　一階　弁護士法人北辰法律事務所　県央事務所

相続財産管理人　弁護士　齋藤　貴介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県韮崎市清哲町折居八一八番地、最後の住所山梨県韮崎市中央町九番七号

被相続人　亡　内藤　正彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十一日

山梨県甲府市中央一丁目一二番四二号甲府第一法曹ビル4A舞鶴法律事務所

相続財産管理人　弁護士　斉藤　圭